

企画提案実施要領

(令和5年度千葉駅周辺の活性化グランドデザイン見直し等検討業務委託)

1 趣旨

この要領は、「令和5年度千葉駅周辺の活性化グランドデザイン見直し等検討業務委託」を行う事業者を、プロポーザル（企画提案）方式により選考するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

千葉駅周辺は、県都である本市の中心市街地となっており、これまで平成28年に「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン」（以下「グランドデザイン」という。）を策定し、千葉都心全体の将来像や取組みの方向性について関係者とともに共有しながら千葉駅周辺エリアの活性化を推進してきた。

「グランドデザイン」を策定して以降、令和2年には、社会情勢の変化などを踏まえた一部改定を行った。その後、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化やマンション開発の活発化などの更なる社会情勢の変化が生じていることや、令和5年度に都市づくり・まちづくりの基本的な方針である「ちば・まち・ビジョン」が策定されることから、改めて「グランドデザイン」の見直しを行う必要がある。

「ちば・まち・ビジョン」においては、千葉都心エリアの都市づくり・まちづくりの方向性として、特徴的なエリアをつなぐネットワークの形成としており、その中心として中央公園プロムナードを位置付けている。このことから、中央公園プロムナード周辺のまちづくりをより強く推し進めていくため、まちの将来像を具体的に示すとともに、それを具現化するためのアクションプラン等をまとめた中央公園プロムナード周辺の「まちづくりビジョン」を新たに作成する。

本業務では「グランドデザイン」の見直し及び中央公園プロムナード周辺の「まちづくりビジョン」の作成にあたって基本的な方針を作成することを目的とする。

3 委託概要

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 委託名 | 令和5年度千葉駅周辺の活性化グランドデザイン見直し等検討業務委託 |
| (2) 委託場所 | 千葉市中央区富士見外 |
| (3) 委託内容 | 仕様書のとおり |
| (4) 委託期間 | 契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで |
| (5) 委託限度額 | 4,752,000円（消費税込）を上限とする。 |

4 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下のすべての要件を満たしている単独企業もしくは共同企業体とする。共同企業体の場合は、以下の（1）については構成員のうち1者

が満たしているものとし、(2)については構成員のすべての者が満たしているものとする。

- (1) 過去5年以内に同種業務を実施した実績(*1)を1件以上有する者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、以下のいずれの項目にも該当しない者であること。
- ・国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - ・当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ・会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ・民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者
 - ・千葉県暴力団排除条例(平成24年千葉県条例第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
 - ・公共の安全及び福祉を害する恐れのある団体に所属する者
 - ・千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者
 - ・千葉市内において都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

*1 同種業務とは

平成30年度から令和4年度の間完了した業務委託を対象とし、地方公共団体が発注する都心部のまちづくりビジョン作成業務に係る業務を指す。

5 応募の手続き

(1) スケジュール

事業者選考までの事務手順は次のとおりとする。

内容	日にち
実施要領の公表	令和5年9月21日(木)
参加申込締切、質問締切	令和5年10月2日(月)
参加通知、質問回答	令和5年10月4日(水)
企画提案受付締切	令和5年10月12日(木)
選考結果通知、公表	令和5年10月18日(水)
契約締結	令和5年10月25日(水)頃

(2) 参加申込及び参加資格審査結果の通知

① 受付期間

令和5年10月2日（月）17：00まで

※持参の場合は、9：00～17：00まで（土日祝を除く）

②受付方法

郵送、電子メール又は持参

③必要な書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・共同企業体協定書（共同企業体を組成する場合）
- ・同種業務の実績、詳細が確認できるもの（認定書の写し、TECRIS登録書、発注仕様書など）

※千葉市入札参加資格者名簿への登録がない場合、以下の書類を添付

（名簿登録済みの場合は添付不要。共同企業体の場合は名簿登録がない構成員すべてについて提出すること）

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・納税証明書（国税・県税・市税）
- ・営業沿革書（事業開始から現在に至るまでの営業年数を確認するための書類）
- ・財務諸表 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書（直近で確定申告を終えた営業年度に関するもの）
- ・実績調書（過去2年間の完了業務について「業務の種類」「発注者」「元請／下請」「業務名」「規模等」「業務履行場所のある都道府県名」「請負代金額（千円）」「業務期間」をリスト化。記載順は任意で可。）

④参加資格審査結果の通知

令和5年10月4日（水）までに電子メールにて連絡します。

（3）質問の受付及び回答

①質問受付期間

令和5年10月2日（月）17：00まで

※持参の場合は、9：00～17：00まで（土日祝を除く）

②質問受付方法

郵送、FAX、電子メール又は持参

③質問に必要な書類

- ・質問書（様式3）

④質問回答の公表

令和5年10月4日（水）までに市ホームページにて公表します。質問者への個別の回答は行いません。

（4）企画提案の受付

①受付期間

令和5年10月12日（木）17：00まで

※郵送の場合は、令和5年10月12日（木）17：00必着

※持参の場合は、9：00～17：00まで（土日祝を除く）

②受付方法

郵送又は持参

③必要な書類

- ・企画提案書（様式4）
- ・業務実施体制 ※任意書式、A4サイズ1枚
- ・工程計画 ※任意書式、A4サイズ1枚
- ・評価テーマに関する企画提案 ※任意書式、A3サイズ1枚両面可
- ・参考見積内訳書 ※任意書式

④提出部数：5セット（正本1セット+副本4セット）

- ・A4縦ファイルに書類を綴ってください。
- ・上記③の書類と合わせて（2）で提出した参加申込書（様式1）も一緒に綴ってください。
- ・ファイルには、表紙に、「企画提案書」、「委託名」を明示し、7セットあることを確認できるように番号を振ってください。
- ・副本からは、会社名の記載を削除してください。
- ・様式各号ごとに、インデックスをつけてください。

6 優先交渉者の選考

（1）選考方法

- ①千葉市が設置する選定委員会の審査員が、提出された企画提案書等を書類審査を行い、合計点数が最も高い1者を選定する。
- ②採用の可否については、選定委員会の審査員の配点（1人あたり60点）の合計に対して、採点合計が5割を超えるか否かを基準とする。
- ③企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。
- ④選定にかかるテーマ、審査項目及び配点は以下のとおりとする。

（2）評価テーマ

「千葉駅周辺のまちづくりの将来像に関する検討手法について」

本業務は、上位計画である「ちば・まち・ビジョン」の策定等を踏まえて、令和8年6月頃を目途に「ランドデザイン」の見直しおよび「まちづくりビジョン」の策定を行うにあたり、以下の4点をポイントとして検討する。

- ・中央公園プロムナードや河川の位置づけの変更が必要
- ・現況調査、トレンド予測などから、都心居住を含めた都市構造のあり方の整理が必要
- ・公共空間（道路、公園）の再編を含めたアクションプランの整理が必要

・中央公園プロムナード歩道空間を活用した取組みなど現場での動きを踏まえての方針整理が必要

その上で、以下の2点について提案すること。(A3サイズ1枚両面以内)

- ①現況整理・課題整理をするためのデータ分析やまちづくりの方向性を見出すための検討の具体的な手段と進め方
- ②千葉駅周辺の将来ビジョンを描く上での「ランドデザイン」及び「まちづくりビジョン」の役割や位置づけ、その他上位計画などを含めた全体としての枠組み

(3) 選考基準

評価項目	配点
業務実施能力	合計:15点
・適切な業務実績を持っている。	5点
・業務を実施する上で適切な人員が確保されており、適切な役割分担となっている。	5点
・工程計画が適確に生まれ、効率的な事業実施が期待できる	5点
企画提案能力	合計:45点
・仕様書に示す業務内容の達成に必要な手段が明確である	5点
・検討作業の進め方が明確かつ適切である	10点
・計画の枠組みづくりが明確かつ適切である	10点
・当該エリアの特性・特徴を十分理解した提案である	5点
・市の目指す当該エリアのまちづくりの方向性に合致している	10点
・企画提案書のまとめ方が、簡潔で分かりやすい	5点

※合計点数が同点の場合は、採点評価項目のうち、「企画提案能力」の点数が高い提案者を優先交渉者として選考する。「企画提案能力」の点数でも同点の場合は、「企画提案能力」のうち「検討作業の進め方が明確かつ適切である」と「計画の枠組みづくりが明確かつ適切である」の点数の合計が高い提案者を優先交渉者として選考する。「企画提案能力」のうち「検討作業の進め方が明確かつ適切である」と「計画の枠組みづくりが明確かつ適切である」の点数の合計でも同点の場合は、くじにより優先交渉者を決定する。

(4) 選考結果の通知

令和5年10月18日(水)に電子メール及び書面にて通知する。

※市ホームページでも選考結果を公表します。

7 契約

- (1) 優先交渉者の決定後は、優先交渉者より改めて見積書を徴収し、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議・合意した後に、委託限度額の範囲内で随意契約により契約締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

(3) 留意事項

- ①契約にあたっては、契約書を2通作成（受注者による）し、各1通を保有する。
- ②契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
- ③著作権等については、仕様書記載のとおりとする。

(4) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

8 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 事業者要件を満たさない場合
- (2) 本実施要領を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (6) 提出された業務経費見積書が委託上限を超過している場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為あった場合

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 書類提出後の追加及び修正は、原則認めない。また、提出された企画提案書類等、書類一式の返却はしない。
- (3) 採択された企画提案書類の著作権は、千葉市に帰属する。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

10 問い合わせ先（提出先）

千葉市 都市局 都市部 都心整備課（本庁舎4階）

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
電話 043-245-5327 FAX 043-245-5627
電子メール toshinseibi.URU@city.chiba.lg.jp
担当 勝地、松崎、栗澤